

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

1. 開催日時 平成30年8月20日（月）午後2時から午後5時30分まで
2. 開催場所 門真市役所別館3階 第3会議室
3. 出席者 （委員）杉山委員長、直田副委員長、三浦委員、北岡委員、重光委員
（事務局）山田市民生活部次長、大倉地域政策課長
澤井地域政策課長補佐、難波地域政策課係員
竹治地域政策課係員
4. 内 容 開会、委員・事務局職員紹介、
委員長・副委員長の選出、審議会等の会議の公開・非公開について、
会議録について、施設の概要及び募集の要点について、
書類審査の方法について、書類審査、休憩（集計）、
審査結果報告、閉会
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）市民生活部 地域政策課
（電 話）06-6902-5612（直通）

7. 会議録

※特定非営利活動法人みんなの未来かいたく団を「みんなの未来かいたく団」、特定非営利活動法人大阪NPOセンターを「大阪NPOセンター」、特定非営利活動法人大阪指定管理サポートを「大阪指定管理サポート」、特定非営利活動法人門真市まちづくり研究所を「門真市まちづくり研究所」と表記いたします。（申請順）

【事務局】

お待たせいたしました。ただいまから、門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者第1回選定委員会を開催いたします。

私は、本日の司会進行をさせていただきます、地域政策課長補佐の澤井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、本来でありましたら、各委員お一人おひとりに市長から委嘱状をお手渡しいたしますのが本意ではございますが、時間の都合上、事務局からお渡しさせていただきましたご無礼をお許してください。

それでは、はじめに、事前に本日ご持参いただくようお願いしておりました資料の確認をさせていただきます。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

- 資料1 委員名簿
- 資料2 第1回選定委員会（第1次審査）スケジュール
- 資料3 第2回選定委員会（第2次審査）スケジュール
- 資料4 第1回選定委員会（第1次審査）次第
- 資料5-1 第1回選定委員会第1次審査評価基準表
- 資料5-2 資料5-1 (13)申請団体の経営状況 対象部分
- 資料6 第1次審査評価個表
- 資料7 価格点算出方法
- 資料8 審査の方法について
- 資料9 指定管理者指定申請団体一覧
- 資料10 申請書類一式（4団体分）
- 資料11 様式6号施設事業計画書（追加分）
- 資料12 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- 資料13 門真市情報公開条例（抜粋）

また、本日ご持参いただいていると存じますが、

募集要項

備品台帳

別紙支援センター概略図

管理運営業務仕様書

指定管理者募集要項様式集

指定管理者募集要項関係条例等

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者の状況に関する資料

指定管理者申請に関する質問への回答

最後に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

労働条件通知書

資料11-1 様式6号施設事業計画書（追加分）書類一式（4団体分）

「労働条件通知書」につきまして、「みんなの未来かいたく団」から申請いただいております「従業員賃金規定」の添付書類といいたしまして、本日お配りしております「労働条件通知書」両面印刷であったにも関わりませず、委員の皆さまにお渡ししておりました「労働条件通知書」は片面印刷となっております。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

委員の皆さまには、ご迷惑をおかけいたしまして大変申し訳ございませんでしたが、本日の書類審査におきましては、本日お配りしております片面印刷ではなく、両面印刷の「労働条件通知書」の方をご覧いただきますようお願いいたします。

次に、資料 11-1 「様式 6 号施設事業計画書（追加分）書類一式（4 団体分）」につきましては、事前にお伝えしておりましたとおり、各申請団体に改めてお聞かせいただきたい項目がございましたため、「様式 6 号施設事業計画書（追加分）」として追加で依頼し、提出されたものを先日、電子メールにて各委員の皆さまにお送りいたしました資料と同じものになります。

このため、本日の書類審査において、事前にお配りしておりました資料 11 「様式 6 号施設事業計画書（追加分）」は空様式ですので、本日の書類審査につきましては、資料 11 ではなく、資料 11-1 「様式 6 号施設事業計画書（追加分）書類一式（4 団体分）」の方をご覧いただきますようお願いいたします。以上でございます。

事前にお渡ししております資料及び本日お配りしております資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出くださいますようお願いいたします。

皆さま揃っておられるようですので、それでは、案件に移らせていただきます。

それでは、資料 1 「指定管理者候補者選定委員会委員名簿」にもお示ししておりますが、改めまして本日ご出席の委員の皆さま方をご紹介させていただきたいと存じます。

学識経験を有する者といたしまして、兵庫県立大学環境人間学部社会デザイン系准教授の杉山武志（すぎやまたけし）委員でございます。

市民公益活動に関する施設の管理運営について専門的な知識を有する者といたしまして、特定非営利活動法人 N P O 政策研究所理事長の直田春夫（すぐたはるお）委員でございます。

大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員の三浦純一（みうらじゅんいち）委員でございます。

公認会計士・税理士の北岡慎太郎（きたおかしんたろう）委員でございます。

市職員としまして、門真市市民生活部長の重光千代美（しげみつちよみ）委員でございます。

続きまして、私以外の事務局の職員をご紹介させていただきます。
門真市市民生活部次長の山田でございます。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

門真市地域政策課長の大倉でございます。

同じく地域政策課の難波でございます。

同じく地域政策課の竹治でございます。

それではここから、資料4「次第」でお示ししております案件に沿って進めさせていただきます。

まず、はじめに、案件2「委員長・副委員長の選出について」を議題といたします。

門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条第2項の規定におきまして、委員長・副委員長を互選で定めることとなっております。選出にあたりまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】

委員長に学識経験者として門真市立市民公益活動事業審査会委員を務めておられます兵庫県立大学准教授の杉山委員を、副委員長にNPO政策研究所理事長としてNPO活動に精通されておられます直田委員を推薦したいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】

ただいま、〇〇委員より委員長に杉山委員、副委員長に直田委員とのご推薦がありましたがいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

【事務局】

ご異議がないようですので、そのように決定したいと存じます。杉山委員は、前のお席に移動をお願いいたします。

また、直田委員及び三浦委員は一つずつ前側のお席に移動をお願いいたします。

それでは、委員長ご就任にあたりまして一言ご挨拶を頂戴したいと存じますので、杉山委員長よろしくお願ひいたします。

【委員長】

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

委員長をおおせつかりました杉山でございます。

委員の皆さまにおかれましては、本日を含め2回にわたり、門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者候補者の企画提案を審査してまいるわけですが、直田副委員長とともに重責を果たしてまいりたいと存じます。

委員の皆さまとともに円滑に審査を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力賜りますよう改めましてお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、就任に際しましてのご挨拶といたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、今後の議事運営を杉山委員長にお願いいたしますと存じます。

【委員長】

それでは、私の方で進めてまいりたいと存じます。

まず、はじめに、資料4「次第」では案件3「審議会等の会議の公開・非公開について」となっておりますが、「審議会等の」ではなく、「当選定委員会の会議の公開・非公開について」を議題といたします。事務局から説明願います。

【事務局】

それでは、資料12「審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」の1ページ目をご覧ください。ここに記載されておりますとおり、第4条の会議の公開又は非公開の決定は審議会等の長が当選定委員会に諮って行うこととなっております。

事務局の提案ですが、書類審査及びプレゼンテーション、質疑応答、総合審査につきましては、一つには率直な意見交換が損なわれ、審議・調査に影響があり会議目的が達成されないおそれがある。また、申請団体の信用に関する情報の公開により、利益を害するおそれがある。

以上2点の理由から、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条に基づき、非公開とすることが望ましいと考えております。

以上で、当選定委員会における会議の公開・非公開についてのご説明を終わらせていただきます。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

【委員長】

それでは、事務局の提案どおり、書類審査及びプレゼンテーション、質疑応答、総合審査本委員会について非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしということですので、そのように決定いたします。

続きまして、本選定委員会の「会議録について」事務局から説明願います。

【事務局】

それでは、再度、資料12の2ページ目をご覧ください。

本審査会の会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針の第7条から第9条の規定に基づき作成させていただきます。

なお、各委員の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがございますので、ご了承願いたいと存じます。

以上で会議録についてのご説明を終わらせていただきます。

【委員長】

事務局から提案がありましたが何かこの件に関して、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、事務局提案のとおりとさせていただくとしまして、作成した会議録は、各委員に確認していただくために、できあがり次第提示していただくように事務局にお願いしておきたいと思っております。

続きまして、次に指定管理者候補者の公募にあたっての、「施設の概要及び募集の要点について」事務局から説明願います。

【事務局】

門真市立市民公益活動支援センターの設置目的は、市民やボランティア団体、NP

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

○法人などが自主的・自発的に市民公益活動を行っている人に対して支援することで、協働によるまちづくりを推進することです。

とりわけ、市の目的としましては、センター条例の第1条に明記をしておりますが、「市民等が営利を目的とせず、自発的かつ自主的に取り組む社会貢献活動を支援し、行政との協働を促進することにより、活力ある地域社会の実現に寄与する」とあります。

まず、はじめに、センター内の施設の概要でございますが、個人や団体からの公益活動に関する相談を行う「相談室」、印刷機や紙折り機等を設置する「作業室」、会議や研修等を行う3つの「会議室」、講義・ワークショップなど多目的な利用が可能な「セミナー室」、公益団体に貸し出す10の「事務ブース」、公益活動を志向する、個人や団体同士の交流や情報交換の場として活用いただく「フリースペース」を設置しております。

本市内では、原則、中学校区を範囲とした地域会議を推進しており、地域に関する個人・団体が集まって、地域について話し合い、地域の共通の課題解決に向けて、取り組んでいます。

なお、平成26年度には第五中学校区、平成27年度には第三中学校区で設立されておりまして、現在、他の中学校区においても組織化に向けた取組を行っております。

このような中、募集の要点としましては、今回の指定管理をお願いする5年度間において、本センターの施設管理運営を行うというハード面はもちろんのこと、既存の自治会や小学校区での自治連合組織、中学校区を基本とした地域会議、そして、市内で活躍いただいているNPO法人をはじめとする市民公益活動団体やボランティア活動をされている皆さまに本センターを利用いただき、それぞれの活性化が更に進み、市内各所で幅広い交流が行われますとともに、市民の皆さまが主役となり、わがまち門真への愛着と誇りが実感できるまちづくりを推進する拠点施設であるというソフト面での充実が重要であると考えております。

以上で「施設の概要及び募集の要点について」のご説明を終わらせていただきます。

【委員長】

ここまでで、何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

それでは続きまして、「書類審査の方法」についてに移ります。

各団体から提出されました申請書類について審査していただくわけですが、具体的な審査の評価基準について事務局から説明願います。

【事務局】

まず、はじめに、申請までの経緯を簡単にご説明させていただきます。

本年6月4日から同20日までの間、市ホームページなどでの募集要項等の配布、6月21日の現地説明会・施設見学、6月21日から7月3日の質問の受付、7月10日の質問の回答を経まして、7月10日から24日まで、センターの指定管理者の申請を受け付けましたところ、お手元にごございます資料10「申請書類一式」のとおり4団体から申請がありました。

次に、資料2「第1回選定委員会（第1次審査）スケジュール」をご覧ください。こちらにお示ししておりますように、このあと、「書類審査」として各申請団体の申請書類をご覧いただき、各委員の皆さまに書類審査を行っていただきます。

書類審査の具体的なタイムスケジュールとしましては、午後2時30分から午後3時20分までの50分間のうち、午後2時30分から午後2時55分の25分間は「みんなの未来かいたく団」の書類審査を行っていただき、また、午後2時55分から午後3時20分までの25分間は「大阪NPOセンター」の書類審査を行っていただきます。

午後3時20分から午後3時30分までの10分間は、休憩時間といたします。

その後、午後3時30分から午後4時20分までの50分間のうち、午後3時30分から午後3時55分までの25分間は「大阪指定管理サポート」の書類審査を行っていただき、また、午後3時55分から午後4時20分までの25分間は「門真市まちづくり研究所」の書類審査を行っていただきます。

なお、書類審査の順番につきましては、申請された順番とさせていただきます。

また、各書類審査を25分間としておりますが、各書類審査の終了5分前になりましたら、事務局より「残り時間5分前です」とご案内させていただきます。

さらに、各書類審査の終了時刻になりましたら、事務局より「終了してください」とご案内させていただきます。

各書類審査の25分間の中で書類審査が終わらない場合は、書類審査時間が合計100

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

分間ございますので、この合計100分間で4団体全ての書類審査を終了するよう、ご調整いただきますようお願いいたします。

最後に、事前にお渡しいたしました、資料5-1「第1次審査評価基準表」、資料5-2「資料5-1(13)申請団体の経営状況 対象部分」、資料6「第1次審査評価個表」、資料7「価格点算出方法」、資料8「審査の方法」をご覧ください。

「門真市公の施設にかかる指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条第1項の選定基準に基づき、施設の設置目的や特性を勘案して、選定項目や内容・配点を想定しております。また、本施設の設置目的達成に対する考え方、地域に根ざした協働推進への取り組みに対する考え方などを項目に加えております。

評価項目(7)「指定管理料の額」につきましては、申請団体の指定管理料申請額から、資料7「価格点算出方法」に基づいて算出しました得点をあらかじめあてはめております。

また、(13)「申請団体の経営状況」につきましては、財務に関する専門的な知識を必要とすることから、公認会計士・税理士の北岡委員の採点を委員全員の個票の配点とし採用いただきます。

審査結果の記入は、第1次審査評価個表の様式に、評価項目ごとに6段階評価を表すA、B、C、D、Eのアルファベット又は0をご記入いただきますようお願いいたします。

「A」は大変良い、「B」は良い、「C」は普通、「D」は劣る、「E」は大変劣る、また、「0」は評価に値しないとしてご記入いただきます。

このA~Eは、選定項目ごとに設定した配点に、評価によりAは1を、Bは0.8を、Cは0.6を、Dは0.4を、Eは0.2を乗じた上で算出した後、事務局が全体を集計いたします。

得点につきましては、200点を満点とし、各委員の合計点を1,000点満点とし、合計得点が高い上位3位以内を第1次審査の合格者といたします。

以上で「書類審査の方法について」のご説明を終わらせていただきます。

ここで一つ事務局の提案があるのですが、先ほどご説明いたしました得点に基づき、施設の設置目的を踏まえ、よりよい施設運営を行える指定管理者候補者を選定するため、最低基準を設定することを提案させていただきたく存じます。選定要件となる採点基準点を各委員の合計点数に基づき、先ほどご説明いたしましたA、B、C、D、Eのアルファベットの段階評価「C」の「普通」にあたります6割以上に満たな

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

い団体につきましては、合計得点が高い上位3位以内でありましても、第1次審査の合格者としないうこととさせていただきますと思います。

以上の提案内容につきまして、ご意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。何かご質問・ご意見はございませんか。

審査の評価基準や採点、また事務局からの提案について、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと存じます。

【委員】

今の提案については特に意見はないのですが、審査に関することについて、7点質問したいことがあります。

1点目は、施設の平等利用についてです。

「施設事業計画書」では項目「4・10」の小項目を含めて計5か所も記入欄を設けています。平等利用について事業者を意識づけする効果が高いと思われますが、平等利用について特段に重視する何らかの理由があるのでしょうか。対象は他にもあると思われますが、特に高齢者、障害者だけ例示した理由は何かあるのでしょうか。応募者の記述にも混乱が見られると思います。

2点目です。「門真市立市民公益活動支援センター条例」第3条によると、ハード系は別として、事業者に求められているソフト系のサービスは施設設備の貸し出しと中間支援サービスの2点になっています。それに対応した「施設事業計画書」の項目は「5（1）・5（2）・14」です。ところが、この項目「5（1）・5（2）」の表現はあいまいで、貸し出しサービスと中間支援サービスが混同されています。そのため、応募者も混同したまま記載しています。したがいまして、資料5-1「評価項目」の項目「(14)～(18)」については、「施設事業計画書」の項目「5（1）・5（2）」も対象に加えるべきではないでしょうか。

3点目です。管理体制について問うている「施設事業計画書」の項目は「7・9・12」ですが、「施設事業計画書」の項目「7①・7②」が資料5-1「評価項目」の項目「(9)」の対象から外されている理由が分かりません。特に理由がないのであれば、

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

資料5-1「評価項目」の項目「(9)」に「施設事業計画書」の項目「7①・7②」を加えるべきではないでしょうか。

4点目です。評価項目(12)で類似施設の管理経験に10点を配分していますが、実績について、委託した行政側の評価があるわけでもないので、経験の有無だけで10点の差が付くこととなります。募集要項に明示していないとすれば、不平等競争にならないでしょうか。それとも「経験者」については評価基準が厳しくなるので、「経験なし」と同条件という判断なのではないでしょうか。

5点目です。「施設事業計画書」の項目「8」と「13」は被っています。ところが、資料5-1「評価項目」の項目(14)では、「施設事業計画書」の項目「8②」と「8③」が除外されています。本来、こうした項目で問うているのは、就労困難者の就労支援や、男女共同参画、エコロジーに取り組む公益団体の育成ではないでしょうか。資料5-1の「評価項目」(14)には「施設事業計画書」の項目「8②」と「8③」も含めるべきであると思います。

6点目です。門真市における市民生活の課題、それに対応した公益活動の現状と課題、といった基本認識が評価対象になっていないのはなぜでしょうか。攻めのセンター運営をするのであれば、出発点になることと思います。計画書の中で述べている団体もあるので、評価項目(18)に含めて評価してはどうでしょうか。そのことに関連して、配点については、評価項目(15)(16)を20点から15点にして、(18)を10点から20点ではどうでしょうか。

7点目です。全体として「施設事業計画書」、「第1次審査評価基準表」から浮かんでくる発注者側の姿勢は「事故なく、安く、それなりの運営」といった、守りのイメージを感じます。実際にそのような方針であるのでしょうか。

【委員長】

ありがとうございました。

質問が7点ございましたので、時間がかかるかかもしれないのですが、整頓いただきまして、順次、ご説明いただいでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。わかりました。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

それでは、再度、〇〇委員にご質問内容を確認させていただきまして、事務局より回答いたします。その後、委員の皆さまに諮らせていただきます。

ただいまから12分間、他の委員の皆さまにおかれましては、休憩していただけますでしょうか。

【委員】

私からもよろしいでしょうか。資料5-1(13)申請団体の経営状況について、私に一任となっておりますので、今から資料をお配りします。簡単に説明させていただきます。

本来、経営状況や財務状況と言いますと、お渡ししました資料の2「活動計算書（収支計算書（直近分）」、資料の3「貸借対照表 直近分」と、この2つが基本的には経営状況や財務状況の評価となります。この順番は、申請順ではなく、指定管理料の安い順番になっていますので、注意してください。

この中で言いますと、「大阪NPOセンター」さんだけが群を抜いて、経常収益約9,100万円、経常費用約6,400万円、当期正味財産増減額（利益）約2,600万円ということですので、この辺りの経営状況が良いということで評価させていただきますので、一応、ご了承いただきたいと思います。

資料の1「管理業務収支計画書（5年合計）」について、今回の応募に当たりまして、これだけ収入があって、これだけ支出がありますということですので、申請団体の経営状況や財務状況とは直接関係ありませんけれども、資料5-2のところで「管理業務収支計画書」は一応、私の範囲ということになっていましたので、書かせてもらいました。

これにつきましては、〇〇委員からも話があったと思いますが、資料5-1（8）「指定管理者料の縮減を図るための具体的方策」と近いものがありますので、少しだけ説明させていただきます。

このお渡ししました資料の1「管理業務収支計画書（5年合計）」を見ますと、申請者から見ると収入（門真市から見ると支払い）について、「門真市まちづくり研究所」さんが一番安く、「みんなの未来かいたく団」さん、「大阪NPOセンター」さん、「大阪指定管理サポート」さんの順番となっています。これは、指定管理料の額のところで安い団体が評価されます。この中身を見ていきますと、なぜ、指定管理料について、

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

「門真市まちづくり研究所」さんが安くて、「大阪指定管理サポート」さんが高いかと言いますと、それはほとんど人件費にかかってきます。支出のところを見ますと、人件費について、「門真市まちづくり研究所」さんが約4,900万円、「みんなの未来かいたく団」さんが約5,700万円、「大阪NPOセンター」さんが約5,800万円、「大阪指定管理サポート」さんが約6,900万円となっており、人件費が高くなるにつれて、指定管理料を高く申請している傾向があります。

資料の1「管理業務収支計画書（5年合計）」の下の方に参考として、人件費比率があり、これは支出の中にどれだけ人件費が含まれているかを示しておりまして、73%から80%となっており、「大阪指定管理サポート」さんだけ少し高めですが、大体75%が人件費となっていますので、比率に対しての割合はそれほど変わりません。

人員についてですが、資料10や資料11では「大阪指定管理サポート」さんはよくわからなかったが、今日、配布された資料11-1を見ると、ある程度人員を書いているので、人員はこちらを参照してください。

繰り返しになりますが、経営状況、財務状況については、お渡ししました資料の2「活動計算書（収支計算書（直近分）」と資料の3「貸借対照表 直近分」に基づいて評価したことをご了承ください。

【事務局】

ありがとうございました。

今までのところで、委員の皆さま、他にはよろしいでしょうか。

【委員】

仕様書9ページに「自主事業の実施に係る経費は、指定管理者が負担することとし、指定管理料を充てることはできません。」と記載があるが、指定管理料の内訳が費目別に指定されているわけではないですよ。ということは、利益から自主事業を実施するわけなので、このような書き方はまずいと思います。

趣旨として自主事業が求められているのですよね。市として自主事業を求めているのですから、指定管理料を充当するのは当然だと思います。

市によっては指定管理料の内訳を費目別に決めているところもありますが、門真市は特に指定していないので、この書き方はおかしいと思います。むしろ利益を上げて、

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

その分、自主事業をたくさん行うところに高い点数をつけたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

委員の皆さま、他にはよろしいでしょうか。

【委員】

それと、〇〇委員もおっしゃった資料5-1「対象部分」にはこだわらないでいいですね。ここは一つの目安になるが、全体を見て、判断したら良いですね。

【事務局】

申請資料を見て、該当する部分を読み取っていただければ、そこは評価していただいて良いのではないかと考えています。

一応この資料5-1「対象部分」は、概ねこのような形で審査をしていただくための目安としてお示しさせていただいていますが、委員の皆さまの目を見ていただいて審査していただきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

お時間をとった方が良いですか。

【事務局】

そうですね。〇〇委員からのご質問もありましたので、早急に、再度聞き取りをさせていただきます。すぐに委員の皆さまにお答えをさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから12分間、一旦、休憩とさせていただきます。

（休憩）

【事務局】

お待たせいたしました。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

〇〇委員からのご質問につきまして、回答させていただきます。

まず、一点目の平等利用についてですが、当然ながら市の施設として、最低限確認をしておく必要があるためであり、それ以上の特段の理由はありません。

二点目と三点目、五点目についてです。〇〇委員もおっしゃったように、配点のなかで、申請書類で委員の皆さまの目を見て、読み取れると判断できるものは、委員の皆さまのお考えで点数に加えていただきたいと思います。

四点目の類似施設の配点についてです。配点そのものは入っているので、ここについては、ないところに配点を追加はできませんが、経験があるが故に、他の項目についても少し厳しめに審査していただいて良いのかと思います。

六点目のコーディネート機能についてです。〇〇委員にご提案いただきましたこのことにつきまして、委員の皆さままでご異議がなければ、事務局としてはそのようにして良いと思います。

最後、七点目の本施設に関する市の思いが守りの姿勢なのかについてです。

市の施設なので、事故なくについては望むところです。指定管理期間を3年から5年に引き上げているところについての意義は、やはり中間支援をととしての役割を今後の5年間で行っていただくなかで、このところを大いに頑張っていただきたいと思いますところがございます。

こういったところから、書類審査や今後の2次審査についても、中間支援を担っていただけるアグレッシブな提案については大いに評価していただきたいと思いますと思っています。回答につきましては、以上です。

【委員】

市民公益活動支援センターができた当時の課長をしていました。

当時は、中間支援組織を指定管理者の業務に入れておりませんでした。

当時はまだ、門真市内にどんな団体があるかというのを知りながらやっていく段階でしたので、これを委託という形で実施している時期がありました。

このため、前回の指定管理者の募集の段階から、中間支援組織を業務に含めている経緯があります。

今、事務局が言ったように、市は中間支援組織に力を入れています。その結果として、たくさん市内に団体ができています。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

このことから、先ほど委員から提案がありましたように、配点を上げる方が良いと思います。

【委員長】

一つだけ確認させていただきたいことがあるのですが、配点の上げ下げのご意見がありました。この場で行うことは可能なのでしょうか。

市町村によっては別の組織が審査や提案されているケースがあるかもしれないので、確認です。

【事務局】

お答えさせていただきます。

採点そのものは、施設そのものの特性というのがありまして、担当課に裁量があるということになっていますので、問題ないものと考えています。

【委員長】

わかりました。

他にご質問等はよろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

【事務局】

事務局からご提案させていただきました。選定要件となる採点基準点が600点に満たない団体については、合計得点が高い上位3位以内でありましても、第1次審査の合格者としないと定めることにつきましては、いかがでしょうか。

【委員】

採点基準点について、600点以下か600点未満かどちらですか。

【事務局】

600点未満です。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

【委員長】

それでは、600点未満ということにいたします。

ただいまから「書類審査」を開始いたします。

委員の皆さまにおかれましては、「みんなの未来かいたく団」の申請書類をご精査いただき、基準に沿って、評価をお願いいたします。

（書類審査）

【事務局】

委員の皆さま方で書類審査に関する会話を行っていただくことは何ら問題ございませんが、議事録作成の必要がありますことから、書類審査に係るご発言につきましては、議事進行のなかで行っていただきますようお願い申し上げます。

時間がおしてしまい申し訳ございませんが、15時55分まで前半の審査をお願いします。

（書類審査）

【事務局】

残り時間5分前です。

【事務局】

終了してください。

それでは、続きまして、「大阪NPOセンター」の申請書類をご精査いただき、基準に沿って、評価をお願いいたします。

（書類審査）

【事務局】

残り時間5分前です。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

（書類審査）

【事務局】

終了してください。

それでは、一旦、「書類審査」を中断いたします。

ただ今から、10分間の休憩時間とし、その後、書類審査を再開いたします。委員の皆さまは16時5分には会場にお戻りください。

【委員長】

休憩の前に一つよろしいでしょうか。

前半2団体の審査が終わったので、前半2団体の採点をしていただいた方が効率良いのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

【事務局】

ご提案内容について検討したのですが、全団体の書類審査を通して、審査に内容を変更される場合を想定していたので最後にまとめて集計する予定としておりました。しかし、委員の皆さまがよろしいのであればご提案どおりできれば、ありがたいです。

【委員長】

それでは、一旦、回収して、再度、配布してもらえれば良いと思います。

【事務局】

大変ありがたいです。

委員長のご提案通りにしていただきたい。

（休憩・集計）

【事務局】

それでは、ただいまから「書類審査」を再開いたします。

委員の皆さまにおかれましては、「大阪指定管理サポート」の申請書類をご精査いた

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

だき、基準に沿って、評価をお願いいたします。

（書類審査）

【事務局】

残り時間5分前です。

（書類審査）

【事務局】

終了してください。

それでは、最後に、「門真市まちづくり研究所」の申請書類をご精査いただき、基準に沿って、評価をお願いいたします。

（書類審査）

【事務局】

残り時間5分前です。

（書類審査）

【事務局】

終了してください。

【委員長】

皆さま、評価は終わりましたでしょうか。それでは、「書類審査」を終了いたします。事務局、審査用紙を回収して下さい。

それでは事務局集計の間に休憩となっていますが、何分くらい休憩をおとりしましょうか。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

【事務局】

25分間を休憩とさせて頂いておりますが、集計でき次第すぐに書類審査の結果報告を行いたいと思いますので、15分間を目安に休憩していただきたいと思います。

集計でき次第、こちらの方からご案内させていただきます。

【委員長】

わかりました。

（休憩・集計）

【委員長】

集計結果が出ましたので、「書類審査結果報告」といたしまして、ただいまから第1次審査の結果を各委員に配布いただき事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、申請された順番に第1次審査の点数を申し上げます。

「みんなの未来かいたく団」 784点

「大阪NPOセンター」 840点

「大阪指定管理サポート」 426点

「門真市まちづくり研究所」 712点

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

本日は、各委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、ご審議いただき誠にありがとうございました。

最後に「第2回選定委員会打ち合わせ」といたしまして、次回の選定委員会について事務局から説明願います。

【事務局】

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

選定委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたり慎重な審査をいただき誠にありがとうございました。

次回でございますが、8月30日（木）午後2時から本日の第3会議室の廊下を挟んで向かい側でございます、第2会議室において、第2回選定委員会（第2次審査）といたしまして、本日の第1次審査における上位3団体によりますプレゼンテーション審査及び質疑応答を開催いたしたいと存じます。

スケジュールなどの詳細につきましては、資料3「第2回選定委員会（第2次審査）スケジュール」及び資料8「審査の方法」及びをご覧ください。

審査の方法につきましては、資料8「審査の方法」に記載しておりますとおり、配点はプレゼンテーション及び質疑応答を総合して100点満点（委員5名合計500点満点）で評価していただき、「第2次審査評価個表」に点数をご記入いただきます。

なお、第2次審査の審査方法につきましては、3年前の門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者選定委員会の際に、当時の選定委員の皆さまより、各選定委員の裁量で採点可能なシステムを採用してほしいとご要望があったことを受け、このような採点方法を採用した経緯がございます。

次に、質疑応答につきましては、お一人当たり4分程度の時間がございますので、各委員の皆さまのお立場から、各団体に確認したい事項についての質問をしていただきますようお願い申し上げます。

最後に、スケジュールにつきましては、点数を記入後に個表を回収、集計の後、1次審査結果の合計得点及び2次審査結果の合計得点の総合得点（1,500点満点）提示させていただきます。

その後、各委員に一度記入された個表をお渡しし、総合評価において、各委員にご意見を述べていただき、個表の得点に修正がある場合は修正していただきます。

再度、個表を回収、集計の後、総合得点が一番高い団体を指定管理者候補者と決定いたします。

なお、今選定委員会で指定管理候補者を決した後、なんらかの事由により協定締結とならなかった場合は、次点者が候補者となります。

以上のスケジュールによって、第2回選定委員会（第2次審査）を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者
第1回選定委員会（第1次審査）議事録

【委員長】

他に何かございませんでしょうか。

無いようでしたら、本日の委員会はこれをもちまして終了させていただきます。

皆さま、本日は長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました。